

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の変更……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)…一
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…(環境局環境改善部化学物質対策課)…二
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…三
 - 保安林の指定予定…(産業労働局農林水産部森林課)…四
 - 保安林の指定施業要件の変更予定……………(同)…五
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…六
 - 特定非営利活動法人の認定……………(同)…七
 - 仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効……………(同)…七
 - 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…八
 - 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……………(環境局総務部環境政策課)…八
 - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…九
 - 土地収用法施行令に基づく公示による通知 (三)

件) ……(東京都収用委員会)…二〇

告示

●東京都告示第七十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社 建築構造センター	構造計算適合性判定の業務を行う	新宿区新宿一丁目八番一号大橋御苑ビル六階	新宿区新宿一丁目八番一号大橋御苑ビル六階	平成二十八年一月十五日
宮城県仙台市青葉区本町二丁目十番二十八号	事務所	宮城県仙台市青葉区本町二丁目十番二十八号	宮城県仙台市青葉区本町二丁目十番二十八号	
カメイ仙台グリーンシテイ三階	の所在	カメイ仙台グリーンシテイ三階	カメイ仙台グリーンシテイ三階	
福島県郡山市中町十一番五号やまのいビル千三号室		福島県郡山市中町十一番五号やまのいビル千三号室	福島県郡山市中町十一番五号やまのいビル千三号室	
埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号さいたま浦和ビルディング三階		埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号さいたま浦和ビルディング三階	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号さいたま浦和ビルディング三階	

神奈川県横浜市西区北幸二丁目三番十九号日総第8ビル八階	千葉県船橋市葛飾町二丁目四百二番地三丸庄ビル一階
長野県長野市南県町千八十二番地KYOON南県町ビル五階	神奈川県横浜市西区北幸二丁目三番十九号日総第8ビル八階
愛知県名古屋市中区栄四丁目十四番二号久屋パークビル七階	長野県長野市南県町千八十二番地KYOON南県町ビル五階
鳥根県松江市中原町六番地	愛知県名古屋市中区栄四丁目十四番二号久屋パークビル七階
岡山県岡山市北区内山下一丁目三番十九号成広ビル二階	鳥根県松江市中原町六番地
広島県広島市中区八丁目十五番六号広島ちゅうぎんビル七百四十二号室	岡山県岡山市北区内山下一丁目三番十九号成広ビル二階
愛媛県松山市三番町七丁目十三番十三号ミツネビルディング六百一号室	広島県広島市中区八丁目十五番六号広島ちゅうぎんビル七百四十二号室
佐賀県佐賀市三番町七丁目十三番	愛媛県松山市三番町七丁目十三番

●東京都告示第七十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条

市駅前中央 一丁目九番 三十八号い ちご佐賀ビ ル七百四号 室	十三号ミツ ネビルデ ィング六百 一 号室	福岡県福岡 市博多区御 供所町一番 一 号西鉄祇 園ビル三階	長崎県長崎 市万才町三 番四号長崎 ビル八階	佐賀県佐賀 市駅前中央 一丁目九番 三十八号い ちご佐賀ビ ル七百四号 室	宮崎県宮崎 市川原町五 番十号ミネ ックス川原 八階	鹿児島県鹿 児島市西千 石町十一番 二十一号鹿 児島MSビ ル二階B号 室	長崎県長崎 市万才町三 番四号長崎 ビル八階	宮崎県宮崎 市川原町五 番十号ミネ ックス川原 八階	鹿児島県鹿 児島市西千 石町十一番 二十一号鹿 児島MSビ ル二階B号 室	沖縄県浦添 市牧港五丁 目六番八号 沖縄県建設 会館四階	沖縄県浦添 市牧港五丁 目六番八号 沖縄県建設 会館四階
--	-----------------------------------	---	---------------------------------	---	--	---	---------------------------------	--	---	--	--

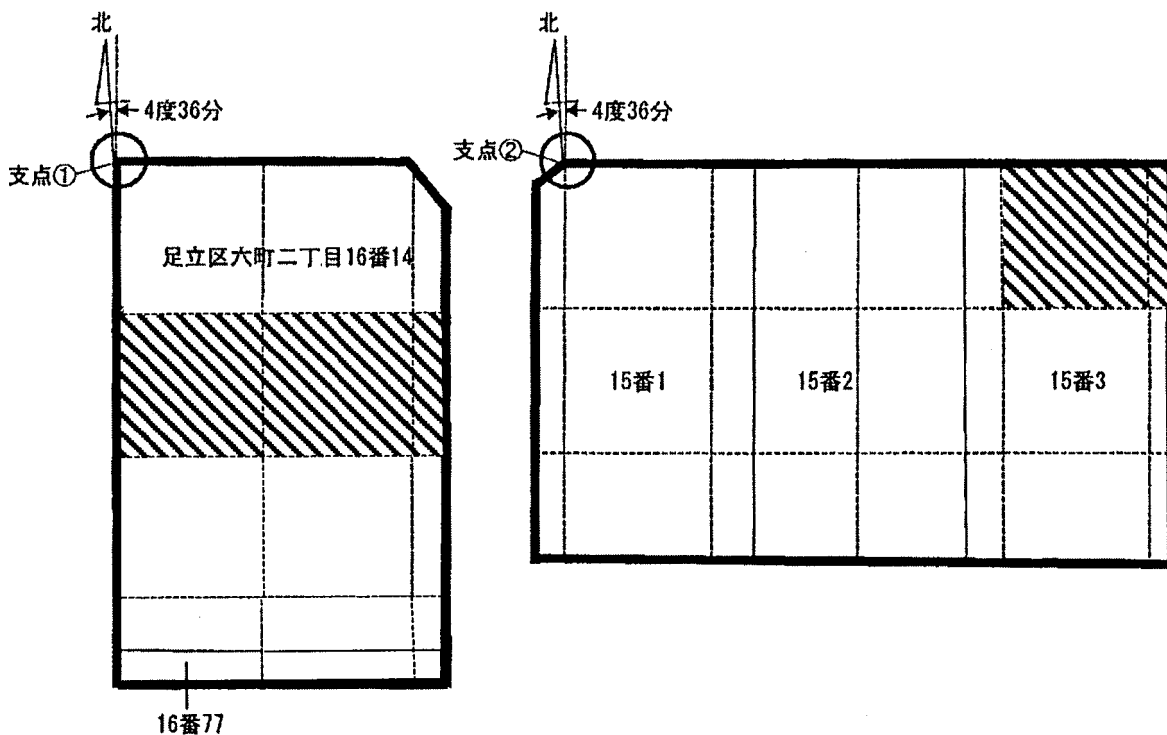
第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区六町二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



<支点①>
 支点①は、足立区六町二丁目16番14の最北端とする。

<支点②>
 支点②は、足立区六町二丁目15番1の最北端とする。

<格子の回転角度> 4度36分
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>	
	調査対象地
	筆境界線
	単位区画境界線
	指定を解除する区域

●東京都告示第七十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

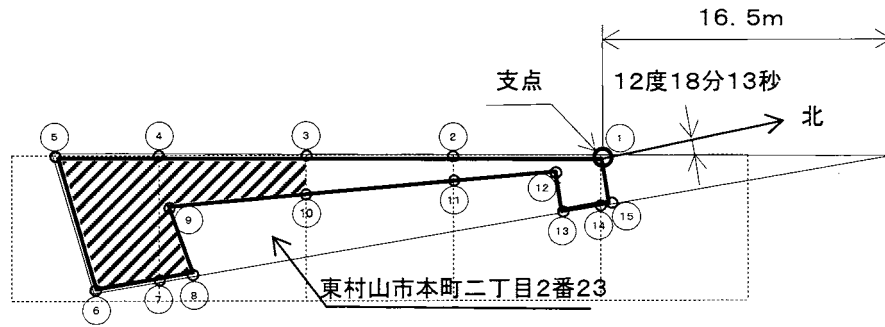
平成二十八年一月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（東村山市本町二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



■ 支点

支点は、東村山市本町二丁目2番23の最北端から南西へ筆境界に沿って16.5m進んだ地点①とする。

■ 格子の回転角度(12度18分13秒)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

■ 凡例

- : 形質変更時要届出区域
- : 調査対象地
- : 筆境界
- : 単位区画

測定名	X座標	Y座標
①(支点)	0	0
②	-10.0000	0
③	-20.0000	0
④	-30.0000	0
⑤	-36.9087	0
⑥	-34.1586	-9.0647
⑦	-30.0000	-8.3547
⑧	-27.5769	-7.9410
⑨	-29.2039	-3.3972
⑩	-20.0000	-2.5814
⑪	-10.0000	-1.6950
⑫	-3.0270	-1.0264
⑬	-2.5748	-3.6785
⑭	0	-3.2394
⑮	0.5278	-3.1497

● 東京都告示第七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

平成二十八年一月二十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 保安林予定森林の所在場所

- 三宅村阿古二四六八番(次の図に示す部分に限る。)、
- 二四四九番、二四五一番、二四五二番、二四五三番一、
- 二四五五番、二四六〇番、二四六一番、二四六五番から
- 二四六七番まで、二四六九番、二四七二番、二五一〇番、
- 二五一一番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び三宅村役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年一月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西多摩郡檜原村字南郷六一二九番一・六一五八番・六一六二番・六一八七番一・六二二一番一（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）、六一八七番二及び三、同村字小沢八五二三番一・八五三五番イ・八五三八番（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）、四一九八番、四一九九番

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び檜原村役

場に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青梅市御岳一丁目九番・二五番一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、同市御岳二丁目二〇四番二・四四一番三・四八九番一・四九〇番口・五〇三番・五〇五番・五〇六番・五一一番イ・五一五番一・五五四番八・五八二番イ・五八四番イ・五八八番・五八九番一・五九二番・五九五番・五九八番一・六〇〇番・六〇一番・六〇四番・六一八番・六二四番・六二五番・六三一番（以上二十四筆について、次の図に示す部分に限る。）、五〇四番、五〇八番二及び七、五七九番二、五九八番二、六一七番口、西多摩郡奥多摩町海澤字寺沢二二三番（次の図に示す部分に限る。）、同町海澤字ほての沢二三七番一（次の図に示す部分に限る。）、同町海澤字大な沢三九二番二、四〇八番二、同町海澤字水の本四一〇番二、四一三番二、四一四番二、同町海澤字なつち一九四番（次の図に示す部分に限る。）、一九二番二、一九九番二、同町海澤字てんじ沢二二〇九番（次の図に示す部分に限る。）、同町海澤字花さくら二二三番（次の図に示す部分に限る。）、二二五番二、二二七番二、二二九番二、同町海澤字坂本二二二四番一・二二七番・二二八番（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）、二二五番二、二二六番二、同町海澤字でくち二〇三番（次の図に示す部分に限る。）、同町海澤字三ノ沢二二二一番一・同番二・同番四及び五（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）、同町海澤字川入二二三番一・二二四番（以

上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、二二二番二から五まで、二二二三番三、四及び六、同町海澤字長尾二二六八番（次の図に示す部分に限る。）、二二六七番二から五まで、同番七、同町海澤字姫松尾二二七〇番一及び二（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、同町海澤字船がくぼ二二七四番一（次の図に示す部分に限る。）、同町海澤字大か一〇七三番イ（次の図に示す部分に限る。）、一〇一一番二、一〇一二番二、一〇一三番二、同町海澤字大か山一一〇一番二、一一〇五番二、一一〇七番二及び三、同町海澤字横くね一一三八番二、一一三九番二、同町海澤字こくら一一四五番一（次の図に示す部分に限る。）、一一四一番三、一一四四番二、一一四六番二、一一四七番二、同町海澤字澤いり一一五〇番二、一一五一番二から四まで、一一五二番二、同町海澤字横まさす一一五三番二、同町海澤字栃木くぼ三七〇番・三七一番（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、同町海澤字檜木沢一二三八番・一二三九番口（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、同町海澤字尾平二二六二番二から六まで、同番八、二二六三番二及び四、二二六五番二及び三、同町海澤字こぶき山神二四六番（次の図に示す部分に限る。）、同町白丸字むかい三七〇番（次の図に示す部分に限る。）、同町白丸字むかい東四三一番・四三三番・四三四番・四三七番・四五五番一（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）、同町棚澤字上ル瀬六七二番・六七三番・六七五番（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）、同町棚澤字猿渡り八四〇番一・八四一番一（以上二筆について、次の図に示す部分に限

る。)、同町棚澤字八味指八四九番(次の図に示す部分に限る。)、同町小丹波字寸庭平八三三番一・八四八番イ・九一五番・九一七番(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、九一六番、同町梅澤字大平二三番一(次の図に示す部分に限る。)、同町梅澤字浜竹一二番(次の図に示す部分に限る。)

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに青梅市役所及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年一月二十六日
東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあった年月日
平成二十七年十一月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マンションなんでも相談所

三 代表者の氏名

福田 秀樹

四 主たる事務所の所在地

東京都板橋区高島平七丁目一番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、中古マンションの維持保全、管理改善、住環境の整備、諸問題等につき相談を受け、各分野の専門家ともタイアップして解決を図るとともに、マンションの資産価値の向上ひいては地域の活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人やさしいおうち

三 代表者の氏名

後藤 由里

四 主たる事務所の所在地

東京都大田区羽田五丁目二十番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、障害者の就労体験及び市民との交流並びに安

心安全な食の提供を目的としたデイケアとカフェの一体型モデルの企画運営を行うことにより、公共の福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人障害者サポートセンター

三 代表者の氏名

荒井 貴志

四 主たる事務所の所在地

東京都町田市小山町四千四十七番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く障害者を対象として、スポーツやレジャー等のイベントの開催、日常生活に関する困りごとの相談、理髪店や美容院への付き添いや送迎等の事業を通じて、障害者が地域社会に参画しやすく、さらには障害者が自立した生活を営むことができるよう支援し、もって障害者福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人真実保全プロジェクト

三 代表者の氏名

岡野 俊昭

四 主たる事務所の所在地

五 定款に記載された目的
 東京都墨田区緑三丁目十八番四一三〇一号 山田ビル
 この法人は、歴史的事実を収集し動画などの資料として保全し、歴史を学ぶ資料として提供する。特定の国の政治宣伝活動により広められた、誤った認識を修正する社会教育啓蒙活動を行う。衰退する農山漁村地域での事業を展開し、地域の活性化を図る。国民に不利益をもたらす法案や政策を阻止する為の市民活動を行う団体へ啓蒙、教育活動を行う。日本式の経営手法を提唱する経営コンサルタント業務や、国連及び、しかるべき組織や団体にその内容を説明し、解説する人材を育成する。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
 平成二十七年十一月四日
 二 特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人日亜経済発展促進センター
 三 代表者の氏名
 平山 良三
 四 主たる事務所の所在地
 東京都青梅市東青梅一丁目七番七号 清水ビル二階野村事務所
 五 定款に記載された目的
 この法人は日本の企業、投資家、行政府とアジア諸国(殊に中国産業界企業・団体、投資家)の企業、投資家、学会研究会、行政府に直接交流の場を提供し、円滑な経済活動と有意義な成果の創出を目指すことにより日中、日亜諸国との友好関係の深化促進を目的としております。

(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。
 平成二十八年一月二十六日
 東京都知事 外 添 要 一

一 名称
 特定非営利活動法人みらいの森

二 代表者の氏名
 パドック・デイビッド・アンドリュウ

三 主たる事務所の所在地
 東京都調布市若葉町二丁目二十二番地四〇 栗山第二マンション四〇一

四 認定の有効期間
 平成二十八年一月十三日から平成三十三年一月十二日まで

一 名称
 特定非営利活動法人東京乾癬の会 P I P A T

二 代表者の氏名
 青木 孝一

三 主たる事務所の所在地
 東京都板橋区赤塚七丁目一番十四号

四 認定の有効期間

平成二十八年一月十三日から平成三十三年一月十二日まで

一 名称
 特定非営利活動法人シース・市民活動を支える制度をつくる会

二 代表者の氏名
 関口 宏聡

三 主たる事務所の所在地
 東京都中野区上鷺宮三丁目十三番一号 鷺宮ガーデンハウスA二

四 認定の有効期間
 平成二十八年一月十三日から平成三十三年一月十二日まで

仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十一条の規定により、仮認定特定非営利活動法人の仮認定が効力を失ったので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。
 平成二十八年一月二十六日
 東京都知事 外 添 要 一

一 名称
 特定非営利活動法人ホームケアエキスパート協会

二 代表者の氏名

酒井 忠昭

三 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区代田六丁目六番九号 アルコーブ下北沢B-1

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定を受けたため

五 失効年月日

平成二十七年十二月二十三日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年一月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

東村山市久米川町一丁目五十八番四十七及び同番四十八

西東京市芝久保町四丁目二十六番三号

株式会社東栄住宅 代表取締役 西野 弘

調布市下石原三丁目三番一及び五番二 中央区銀座六丁目十七番一

三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 藤林 清隆

三鷹市野崎三丁目千三百九十二番九 小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十

誠賀建設株式会社

代表取締役 加賀美 誠

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、目黒清掃工場

建替事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。
平成二十八年一月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

一 日時

平成二十八年三月二日(水曜日) 午前十時開始

二 場所

目黒区民センター 第一、二集会室
目黒区目黒二丁目四番三十六号

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を平成二十八年二月九日(火曜日)までに公述申出先へ持参又は郵送により提出すること。

(一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都

の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号

(二) 対象事業の名称

(三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

四 公述申出先

東京都環境局総務部環境政策課環境アクセスメント係
郵便番号一六三-1800-1 新宿区西新宿二丁目八番

一 号 東京都庁第二本庁舎八階

五 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。

(二) 公述しようとする者が多数あった場合には抽せんにより公述人を選定する。

(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。
なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午前九時四十五分から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アクセスメント係
郵便番号一六三-1800-1 新宿区西新宿二丁目八番一 号
電話番号〇三(五三八八) 三四五三(直通)

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年一月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十八年一月二十六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 西友高野台店
- 二 店舗所在地 練馬区高野台二丁目二十番一号
- 三 設置者名 合同会社西友
- 四 設置者住所 北区赤羽二丁目一番一号
- 五 変更前の設置者の代表者名 スティーブン・ヘイズ・デिकास
- 六 変更後の設置者の代表者名 上垣内 猛
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友
- 八 変更前の小売業者 スティーブン・ヘイズ・デिकास

の代表者名

上垣内 猛

九 変更後の小売業者の代表者名

平成二十七年五月十二日

十 変更日

平成二十七年十二月二十二日

十一 届出日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧場所

平成二十八年一月二十六日から同年五月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧期間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

十四 縦覧時間

西友石神井公園店
練馬区石神井町二丁目十三番十号
合同会社西友
北区赤羽二丁目一番一号
スティーブン・ヘイズ・デिकास
代表者名
上垣内 猛

一 店舗名

西友石神井公園店

二 店舗所在地

練馬区石神井町二丁目十三番十号

三 設置者名

合同会社西友

四 設置者住所

北区赤羽二丁目一番一号

五 変更前の設置者の代表者名

スティーブン・ヘイズ・デिकास

六 変更後の設置者の代表者名

上垣内 猛

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称

合同会社西友

八 変更前の小売業者の代表者名

スティーブン・ヘイズ・デिकास

九 変更後の小売業者の代表者名

上垣内 猛

十 変更日

平成二十七年五月十二日

十一 届出日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧場所

平成二十八年一月二十六日から同年五月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

の代表者名

上垣内 猛

九 変更後の小売業者の代表者名

平成二十七年五月十二日

十 変更日

平成二十七年十二月二十二日

十一 届出日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧場所

平成二十八年一月二十六日から同年五月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧期間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

十四 縦覧時間

西友赤羽店
北区赤羽二丁目一番一号
合同会社西友
北区赤羽二丁目一番一号
スティーブン・ヘイズ・デिकास
代表者名
上垣内 猛

一 店舗名

西友赤羽店

二 店舗所在地

北区赤羽二丁目一番一号

三 設置者名

合同会社西友

四 設置者住所

北区赤羽二丁目一番一号

五 変更前の設置者の代表者名

スティーブン・ヘイズ・デिकास

六 変更後の設置者の代表者名

上垣内 猛

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称

合同会社西友

八 変更前の小売業者の代表者名

スティーブン・ヘイズ・デिकास

九 変更後の小売業者の代表者名

上垣内 猛

十 変更日

平成二十七年五月十二日

十一 届出日

平成二十七年十二月二十二日

十二 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

<p>十三 縦覧期間 平成二十八年一月二十六日から同年五月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十四 縦覧期間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>土地収用法施行令に基づく公示による通知 土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2の規定において準用する同令第5条第2項の規定により、下記のとおり公示による通知を行う。 なお、通知書は、当委員会事務局審理課に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成28年2月15日の終了をもってその通知があったものとみなされる。 平成28年1月26日 東京都収用委員会 会長 池田 眞 朗 記</p>
<p>一 店舗名 西友仙川店</p> <p>二 店舗所在地 調布市仙川町二丁目十一番地十八</p> <p>三 設置者名 合同会社西友</p> <p>四 設置者住所 北区赤羽二丁目一番一号</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 野田 亨</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 上垣内 猛</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名 野田 亨</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 上垣内 猛</p> <p>十 変更日 平成二十七年五月十二日</p> <p>十一 届出日 平成二十七年十二月二十二日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十三 縦覧期間 平成二十八年一月二十六日から同年五月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>	<p>一 店舗名 西友中河原店</p> <p>二 店舗所在地 府中市住吉町四丁目十一番地の十三</p> <p>三 設置者名 合同会社西友</p> <p>四 設置者住所 北区赤羽二丁目一番一号</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 野田 亨</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 上垣内 猛</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名 野田 亨</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 上垣内 猛</p> <p>十 変更日 平成二十七年五月十二日</p> <p>十一 届出日 平成二十七年十二月二十二日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十三 縦覧期間 平成二十八年一月二十六日から同年五月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>1 事件名 平成27年第26号及び平成27年第26号の2 都道八王子五日市線（秋川街道）改築工事（東京都八王子市中野上町四丁目地内から同市中野町地内まで）のための土地収用事件</p> <p>2 通知書の名称 裁決の申請及び明渡裁決の申立てについて（通知）</p> <p>3 通知を受けるべき者 (1) 住所 不明 ただし、従来の住所は、神奈川県横浜市磯子区汐見台一丁目3番地1 1301棟日海電線丈涛寮 (2) 住所 不明 ただし、従来の住所は、東京都東大和市高木</p>

二丁目192番地の2 田園コーポ124号

氏名 高木 啓之

(3) 住所 不明

ただし、従来の住所は、神奈川県横浜市神奈

川区大口通17

氏名 内藤 滝子

4 公示による通知に係る土地の所在及び地番

東京都八王子市中野上町四丁目3122番1

5 公示による通知に係る掲示の事実

(1) 掲示されている場所

東京都庁内の総務局掲示板 (第一本庁舎1階南側)

(2) 掲示を始めた年月日

平成28年1月26日

土地収用法施行令に基づく公示による通知

土地収用法施行令 (昭和26年政令第342号) 第6条の2

の規定において準用する同令第5条第2項の規定により、
下記のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、当委員会事務局審理課に保管し、通知
を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、
平成28年2月15日の終了をもってその通知があったものと
みなされる。

平成28年1月26日

東京都収用委員会

会長 池田 眞朗

記

1 事件名

平成27年第27号及び平成27年第27号の2

都道八王子五丁目市線 (秋川街道) 改築工事 (東京都八
王子市中野上町四丁目地内から同市中野町地内まで) の
ための土地収用事件

2 通知書の名称

裁決の申請及び明渡裁決の申立てについて (通知)

3 通知を受けるべき者

(1) 住所 不明

ただし、従来の住所は、神奈川県横浜市磯子

区汐見台一丁目3番地1 1301棟日海電線丈涛

寮

氏名 井上 大輔

(2) 住所 不明

ただし、従来の住所は、東京都東大和市高木

二丁目192番地の2 田園コーポ124号

氏名 高木 啓之

(3) 住所 不明

ただし、従来の住所は、神奈川県横浜市神奈

川区大口通17

氏名 内藤 滝子

4 公示による通知に係る土地の所在及び地番

東京都八王子市中野上町四丁目3123番1

5 公示による通知に係る掲示の事実

(1) 掲示されている場所

東京都庁内の総務局掲示板 (第一本庁舎1階南側)

(2) 掲示を始めた年月日

平成28年1月26日

土地収用法施行令 (昭和26年政令第342号) 第6条の2

の規定において準用する同令第5条第2項の規定により、
下記のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、当委員会事務局審理課に保管し、通知
を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、
平成28年2月15日の終了をもってその通知があったものと
みなされる。

平成28年1月26日

東京都収用委員会

会長 池田 眞朗

記

1 事件名

平成27年第28号及び平成27年第28号の2

都道八王子五丁目市線 (秋川街道) 改築工事 (東京都八
王子市中野上町四丁目地内から同市中野町地内まで) の
ための土地収用事件

2 通知書の名称

裁決の申請及び明渡裁決の申立てについて (通知)

3 通知を受けるべき者

住所 不明

氏名 不明

4 公示による通知に係る土地の所在及び地番

東京都八王子市中野上町五丁目3113番

5 公示による通知に係る掲示の事実

(1) 掲示されている場所

東京都庁内の総務局掲示板 (第一本庁舎1階南側)

(2) 掲示を始めた年月日

平成28年1月26日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001